

11 花見三区の分区について 平成十四年

マンション等の建築ラッシュにて世帯数が急増し、平成十二年度の三区の現況は世帯数九六〇を越え、区民の皆様への木目細かい対応が欠如する観点より、平成十二年度の総会で三区の分区が、提案され執行部会・顧問会・三区内の組長会の分区検討委員会で協議の結果、分区に決定。平成十四年度の総会にて承認される。井尻川を境に南側を三区北側を四区とする。

その結果

- 一区（花見の里）
 - 二区（花見が浜）
 - 三区（花見が丘二丁目・三丁目）
 - 四区（花見が丘一丁目）
- と決定。